# 青梅市 子ども・子育て支援事業計画 別冊 学童保育所待機児童解消プラン

平成 28 年 3 月

青梅市

# ~ 目 次 ~

# はじめに

1	背景 ······P1
2	これまでの取組 ······P3
3	現状 · · · · · · · P 3
4	支援事業計画 · · · · · · · P6
5	今後の見込み ······ P8
6	課題 · · · · · · · P1 1
7	平成 2 7 年度における取組 · · · · · · P 1 1
8	基本的な考え方 · · · · · P1 2
	【解消方策1】学童保育所の整備 · · · · · · · · · · · · · · · · P1 2
	【解消方策 2 】民間事業者の参入促進 · · · · · · · · · · P 1 4
	【解消方策3】障害児入所制限の撤廃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## はじめに

青梅市においては、平成26年12月に「青梅市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年4月から本計画にもとづき各種施策を展開している。

なかでも子どもの安全・安心な居場所については、社会状況や家庭環境の変化から、その必要性が高まっている。

放課後における子どもの居場所のひとつである学童保育事業(放課後児童クラブ)については、本計画に位置付け、事業を推進していくこととしている。

学童保育事業以外の子どもの居場所づくりについては、自治会館等既存の施設を利用した地域子育て支援拠点事業などを計画し、多様なニーズに応えることとしている。

さらに、平成27年3月には、「青梅市子ども・子育て支援事業計画 別冊 放課後子ども総合プラン青梅市行動計画編」を策定し、放課後子供教室(夕やけランド)の開設校数を着実に増やすとともに、学童保育事業との連携を進めることとし拡充を図ることとした。

引き続き、子どもの居場所づくりについては、市民センターなど市施設の利用も含め、複層的な対応を進めていかなければならない。

このような状況の中、本市の学童保育所において、平成27年4月における 待機児童は、約200人に急増し、その解消を図ることは喫緊の課題となった。

このため、支援事業計画の策定時点では不明であった小学6年生まで対象児 童を拡大したことによる利用者動向などが明らかになったことなども考慮し、 解消に向けた計画を策定することとした。

計画策定にあたっては、平成27年10月に青梅市子ども・子育て会議に待機児童の減少方策について諮問するとともに、12月にはパブリック・コメントを実施し、市民の考えを伺った。

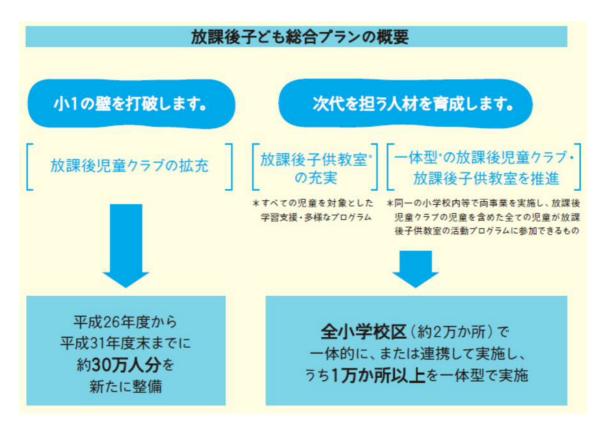
青梅市子ども・子育て会議から平成28年2月にいただいた答申やパブリック・コメントでの市民の意見を踏まえ、青梅市子ども・子育て支援事業計画における別冊として、学童保育事業にかかる待機児童を解消する基本的な考えをまとめた。

## 1 背景

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が公布され、平成27年4月 1日に施行された。これにより、児童福祉法が一部改正され、放課後児童健全 育成事業(学童保育事業:放課後児童クラブ)については、対象を小学6年生 までに拡大することや、実施主体を市町村や社会福祉法人以外にも広げること などが変更となった。

国は、いわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次世代を担う人材を育成するため、「放課後子ども総合プラン」を策定した。このなかで、国全体の目標として、平成31年度末までに、以下の取組の実施を目指している。

- ・ 放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備する。
- ・ 全小学校区(約2万か所)で「放課後子供教室」と一体的にまたは連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施する。



出典:内閣府「子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK(平成27年10月改訂版)」から抜粋

また、国では、平成26年4月30日に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を策定し、設備の基準として、専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65 ㎡以上でなければならないことや、児童の集団規模をおおむね40人以下とすること、放課後児童支援員は都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないことなどを定めた。さらに、平成27年4月には、平成19年に策定された「放課後児童クラブガイドライン」を見直し、事業者(運営主体)および実践者向けの「放課後児童クラブ運営指針」を策定し、国として放課後児童クラブに関する運営および設備についてのより具体的な内容を定め、全国的な一定水準の質の確保に向けた取組を進めている。

#### ■設備および運営に関する基準 ――

児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの質を確保する観点から、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなりました。

〈省令で定める主な基準〉 ※「蚕員」のみが従うべき基準であり、他の事項は参酌すべき基準となっています。

支援の目的	支援は、留守家庭の児童が、家庭や地域等との連携の下で、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行うこととします。
設備	専用区画 (遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース)等を設置することとし、面積は児童1人につきおおむね1.65㎡以上とします。
職員	放課後児童支援員*を支援の単位ごとに2人以上配置することとします(うち1人を除き、補助員の代替が可能です)。
児童の集団の規模	一の支援の単位を構成する児童の数(集団の規模)は、おおむね40人以下とします。
開所時間	①土、日、長期休業期間等(小学校授業の休業日)は、原則1日につき8時間以上とします。 ②平日(小学校授業の休業日以外の日)は、原則1日につき3時間以上とします。 上記に基づき、その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して 事業を行う者が定めることとします。
開所日数	原則1年につき250日以上とし、その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等 を考慮して、事業を行う者が定めることとします。
その他	非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿 の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時 の対応などについても定めることとします。

<sup>\*</sup>放請後児童支援員とは、保育士、社会福祉士等であり、都道府県知事が行う研修を修了した者です。 なお、平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了予定の者を含みます。

出典:内閣府「子ども・子育て支援新制度ハンドブック(施設・事業者向け)(平成27年7月改訂版)」 から抜粋

## 2 これまでの取組

本市における放課後児童健全育成事業(学童保育事業:放課後児童クラブ) については、昭和41年度に第一学童保育所を開設し、順次、整備を進め、平成19年度、新町学童保育所の第2施設の整備を最後に、16学童保育所に28クラブを編成し、定数は1,360人とする現在の開所状況となった。

また、運営については、当初から社会福祉法人青梅市社会福祉協議会に委託 し、平成18年度から同協議会を指定管理者として運営を委託している。

平成24年度には、午後7時までの延長保育を開始した。

平成26年10月には、国の基準を踏まえ、すべて国基準と同じ「青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例」を制定した。なお、設備と児童の集団の規模については、経過措置を設けている。

平成26年12月には、「青梅市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、学 童保育事業についても掲載し、今後の推計を示した。

#### <主な基準>

※職員のみ従うべき基準(他の事項は参酌すべき基準)

#### 支援の目的(参酌すべき基準)(第5条)

○ 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、 発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の 確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目 的として行わなければならない

#### T()

- 放課後児童支援員 (※1)を、支援の単位ごとに2人以上配置 (うち1人を除き、補助員の代替可)
- ※1 保育士、社会福祉士等(「児童の遊びを指導する者」の資格を基本)であって、都道府県知事が行う研修を修了した者(※2)
- ※2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

#### 開所日数 (参酌すべき基準) (第18条)

○ 原則1年につき250日以上

職員(従うべき基準) (第10条)

※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、 事業を行う者が定める

## 設備(参酌すべき基準)(第9条)

- 専用区画(遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース)等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

#### 児童の集団の規模(参酌すべき基準) (第10条)

○ 一の支援の単位を構成する児童の数(集団の規模)は、 おおむね40人以下

#### 開所時間 (参酌すべき基準) (第18条)

- 土、日、長期休業期間等(小学校の授業の休業日) → 原則1日につき8時間以上
- 平日 (小学校授業の休業日以外の日)
- → 原則1日につき3時間以上
- ※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して 事業を行う者が定める

#### その他 (参酌すべき基準)

○ 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、 保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

出典:厚生労働省「放課後子ども総合プランに関する自治体担当者会議(平成 26 年 8 月 11 日開催)」資料 から抜粋

## 3 現状

学童保育所入所児童数や待機児童数、小学校全体の児童数など基本的な推移 は次のとおりである。

### ○ 児童数(5月1日現在)

単位:人

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
7, 496	7, 276	6, 992	6, 859	6, 710

出典:学校基本調査(ただし、東小学校は除く。)

## ○ 小学校における特別支援学級の児童数(4月7日現在)

単位:人

×	区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	知的	43	50	56	67	72
固定	情緒	35	44	53	64	80
	小計	78	94	109	131	152
	言語等	45	39	33	34	38
通級	情緒	101	111	127	132	144
	小計	146	150	160	166	182
é	計	224	244	269	297	334

出典:市教委特別支援担当資料

#### ○ 学童保育所の入所および待機状況(4月1日現在)

単位:人

区分	平成 23 年度	平成24年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
入所児童	1, 254	1, 260	1, 234	1, 246	1, 304
待機児童	49	62	52	46	194

出典:市子育て推進課資料

#### ○ 学童保育所の学年別入所状況 (平成27年4月1日現在) 単位:人

学年	入所児童		待機児童	
1年生	536	(8)	15	(7)
2年生	468	(26)	41	(11)
3年生	225	(9)	89	(6)
4年生	66	(4)	40	(4)
5年生	8	(2)	9	(3)
6年生	1	(0)	0	(0)
計	1, 304	(49)	194	(31)

※ ()の数字は障害を有する児童数で内数

出典:市子育て推進課資料

## ○ 各学童保育所の入所状況(平成27年4月1日現在)

単位:人

学童保育所名	区域	定数		入所児:	童	待機児	童
第一	西部	100	(4)	90	(4)	1	(1)
第二	東部	80	(8)	80	(4)	26	(1)
(千ヶ瀬)		60	(4)	50	(4)	1	(1)
第三	東部	150	(6)	150	(6)	37	(4)
第四	東部	60	(4)	59	(3)	19	(0)
第五	西部	100	(4)	100	(4)	4	(2)
第六	西部	40	(2)	33	(3)	5	(5)
第七	北小	40	(2)	25	(2)	0	(0)
成木	北成	20	(2)	14	(0)	0	(0)
河辺	東部	100	(4)	100	(3)	12	(1)
新町	東部	160	(12)	160	(4)	5	(1)
霞台	東部	100	(4)	99	(3)	8	(3)
友田	東部	50	(2)	50	(2)	12	(2)
今井	東部	100	(4)	100	(0)	21	(0)
若草	東部	100	(4)	98	(3)	36	(7)
藤橋	東部	50	(2)	49	(2)	5	(2)
吹上	東部	50	(2)	47	(2)	2	(1)
計		1, 360	(70)	1, 304	(49)	194	(31)

※ 区域欄で「北小」とは北部地域小曾木地区、「北成」とは北部地域成木地区のこと。

※ ()の数字は障害を有する児童数で内数

出典:市子育て推進課資料

青梅市子ども・子育て支援事業計画における学童保育事業の提供区域



児童数は、毎年度100人以上大幅に減少している。児童数が減少するなかで、学童保育所の入所児童数は、減少することなく、定数をほぼ満たしている。

このことから、児童数に対する学童保育所の入所児童の割合は年々高まっていることが分かる。国勢調査によると、青梅市の女性の労働力率は、35~49歳で全国、東京都より高く、25~74歳の各年齢層で上昇している。特に30~34歳の労働力率が上昇している(支援事業計画20ページを参照)。本市においては、女性の労働意欲が高く、学童保育事業に対する需要が高いことが背景にあることが推察される。

このようななか、平成27年度における待機児童は194人(うち障害児31人)と過去5か年度で突出して高くなった。内訳として、平成26年度までの対象者である1年生から3年生まででは145人、拡大した対象者である4年生から6年生までは49人である。低学年だけでも99人増加しており、待機児童の増加は、単に対象児童の拡大だけを理由とはできない。

また、平成26年11月現在、認可保育所に入所している5歳児は675人であった。その子どもたちが平成27年4月には学童保育所入所の該当者となるが、平成27年4月における入所承認者と待機者をあわせた申請者は551人であった。この差は124人である。子どもの成長や家庭の事情なども考慮しなければならないが、約100人超が一種の潜在的な待機児童とみなすこともできる。

# 4 支援事業計画

青梅市子ども・子育て支援事業計画における学童保育事業では、利用者推計総数と確保提供総数との差異は下記のとおり大きく、大量の待機児童を予想している。

また、国の手順に従い、利用者推計総数などの数値を求めたため、北部地域 (小曾木地区および成木地区)では、高学年における利用者推計数値が「0」 となり、利用者推計総数と確保提供総数との差異を算出できないなど実態をつ かみにくい内容となっている。

放課後児童クラブの年度別見込量と確保提供総数との差異

	古小	144 tat:	<b>亚</b> 坎/	而如 排 结		北部地域		北部地域	
	果	地域	西部地域		小曾木地区		成木地区		
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	
平成 27 年度	▲197	<b>▲</b> 485	101	▲99	40	_	25	-	
平成 28 年度	<b>▲</b> 420	<b>▲</b> 578	104	<b>▲</b> 95	40	_	27	-	
平成 29 年度	▲29	<b>▲</b> 577	91	▲92	40	_	29	_	
平成 30 年度	45	<b>▲</b> 559	100	▲94	40	_	31	_	
平成 31 年度	119	<b>▲</b> 556	119	<b>▲</b> 92	40	1	31	ı	

出典:青梅市「青梅市子ども・子育て支援事業計画」から抜粋編集

高学年が算出できない北部地域以外で利用者申請者数における予測と実態と を検証する。

平成27年度から対象児童を拡大したことやデータとして平成27年度単年度のみなどを考慮しなければならないが、東部地域の高学年では400人近くもの大きな乖離がある。東部地域の低学年では1割ほどの誤差であることから、実績や規模などが影響しているものと考えられる。

申請者数にかかる支援事業計画と実数との対比

単位:人

	東部	地域	西部地域		
	低学年	高学年	低学年	高学年	
計画	1, 257	485	149	99	
実数	1, 138	88	200	33	
差	<b>▲</b> 119	▲397	51	▲66	

支援事業計画における確保の方策では、東部地域の低学年において、平成29年度に「新町学童保育所のプレイルーム2か所および千ヶ瀬学童保育所においてそれぞれ1クラス学童の保育を増設(150人確保予定)」することとなっている。平成27年度実績をみると、新町学童保育所の待機児童は5人、千ヶ瀬学童保育所では1人となっている。

このことから、支援事業計画策定時には、国が示した手順に従ったため、地域特性を考慮できなかったことや、対象児童の拡大による影響を把握しにくかったことなどから、支援事業計画と現状との乖離が生じている。

待機児童を解消するためには、支援事業計画における確保の方策を進めるだけでなく、現状を踏まえたさらなる方策を検討しなければならない。

# 5 今後の見込み

今後の学童保育所の状況を次のとおり推計した。

#### ○ 東部地域の推計

単位:人

	平成28年度	平成 29 年度	平成30年度	平成31年度
児童数による申請者	1, 258	1, 218	1, 212	1, 196
宅地開発等による増加分	72	72	72	72
総申請者	1, 330	1, 290	1, 284	1, 268
条例の定数	1, 082	1, 082	1, 082	1, 082
待機児童	248	208	202	186
基準にもとづく定数	1,008	1,008	1,008	1,008
同上条件の待機児童	322	282	276	260

#### ○ 西部地域の推計

単位:人

	平成28年度	平成 29 年度	平成30年度	平成31年度
児童数による申請者	227	220	210	198
宅地開発等による増加分	5	5	5	5
総申請者	232	225	215	203
条例の定数	240	240	240	240
待機児童	▲8	<b>▲</b> 15	▲25	▲37
基準にもとづく定数	189	189	189	189
同上条件の待機児童	43	36	26	14

#### ○ 北部地域小曾木地区の推計

単位:人

	平成28年度	平成 29 年度	平成30年度	平成31年度
児童数による申請者	25	22	20	19
宅地開発等による増加分	0	0	0	0
総申請者	25	22	20	19
条例の定数	40	40	40	40
待機児童	<b>▲</b> 15	<b>▲</b> 18	▲20	▲21
基準にもとづく定数	37	37	37	37
同上条件の待機児童	<b>▲</b> 12	<b>▲</b> 15	<b>▲</b> 17	▲18

#### ○ 北部地域成木地区の推計

単位:人

	平成28年度	平成 29 年度	平成30年度	平成31年度
児童数による申請者	13	12	10	9
宅地開発等による増加分	0	0	0	0
総申請者	13	12	10	9
条例の定数	20	20	20	20
待機児童	<b>▲</b> 7	▲8	▲10	<b>▲</b> 11
基準にもとづく定数	29	29	29	29
同上条件の待機児童	▲16	<b>▲</b> 17	<b>▲</b> 19	▲20

- ※ 児童数による申請者については、今後の児童数の推計値に、各学童保育所における 現行の児童数に対する学童保育所入所申請者の割合を乗じて求めたものである。
- ※ 宅地開発等による増加分については、本市に平成27年11月1日までに届け出があった宅地開発の届出戸数に、開発戸数に対する学童保育所の利用実績から算出した割合である1割を乗じて求めたものである。なお、今後の宅地開発については推測できないことから、29年度以降については、宅地開発分や児童数に対する学童保育所の入所児童の割合の上昇、潜在的需要などを加味したものとして、宅地開発分と同数を各年度ごと計上した。
- ※ 総申請者については、児童数による申請者と宅地開発等による増加分とを足したも のである。
- ※ 条例の定数については、青梅市学童保育所条例施行規則により定められている定数 である。
- ※ 待機児童については、総申請者から条例の定数を引いたものである。待機児童数の 推計値となる。

- ※ 基準にもとづく定数については、青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例で確保することとしている児童1人あたりの面積1.65 m以上を条例どおり実施した場合の定数である。算出は、現在の専用区画として利用している面積を単純に1.65 で除して求めたものである。
- ※ 同上条件の待機児童ついては、総申請者から、基準にもとづく定数を引いたものである。児童1人あたりの面積1.65 m²を確保した保育環境の場合における待機児童数の推計値となる。

本推計によれば、東部および西部では待機が見込まれる一方、北部地域(小曾木地区と成木地区)については充足される見込みである。

地域ごとの合算では、対処すべき学校区が明確にならないことから、基準にもとづく定数に変更した場合の学校区ごとの待機児童の推計推移を示す。

なお、第四および新町については、現学童保育所に余裕があるため、単純に 1.65 ㎡を確保したと仮定した場合、定数が増加する。特に新町については、算 定上は待機が発生しないこととなるが、実態としては、支援単位を増加するなどの対応策を講じなければならない。

単位:人

区域	学校区	平成28年度	平成 29 年度	平成30年度	平成 31 年度
	第二	33	25	26	19
	第三	91	85	86	88
	第四	10	9	13	19
	河辺	42	41	41	39
	新町	0	0	0	0
市如	霞台	31	30	28	25
東部	友田	26	24	21	18
	今井	51	42	40	34
	若草	65	60	58	53
	藤橋	0	0	0	0
	吹上	21	19	21	23
	小計	370	335	334	318

西部	第一	14	12	11	6
	第五	29	25	19	12
	第六	0	0	0	0
	小計	43	37	30	18
	合計	413	372	364	336

<sup>※</sup> 北部地域(小曾木地区・成木地区)については、学校区が1つしかなく、待機児童も発生しないため、本表では省略した。

## 6 課題

現状等から課題を整理すると次のとおりとなる。

- 学童保育所への入所申請は引き続き多い見込みで、条例で定めた児童1人 あたりの面積1.65 m以上、1支援単位40人以下を早急に確保するためにも、 施設の拡張・整備が必要である。
- 待機児童が大幅に増えた原因は、対象学年を拡大したことだけではなく、 保育所等と学童保育所との定数差なども影響している。
- 障害児枠により、定数に達していないにもかかわらず、入所できない実態 があり、障害児定数を撤廃できるようにする必要がある。

# 7 平成27年度における取組

○ 定数増を図る施設整備

平成19年度における新町学童保育所の第2施設の整備以来、施設整備による定数の増加対策は実施していなかった。平成27年度、藤橋小学校のピロティ部分を整備し、児童1人あたりの面積1.65 ㎡以上などを確保しつつ、定数を20人ほど増加させる予定である。

障害児入所定数の緩和

青梅市学童保育所実施要綱において、従来、1こどもクラブの定数のうち、 2人まで(学校教室使用以外のこどもクラブについては定数のうち4人まで) としていた。

しかし、定数に満たないこどもクラブにおいて、障害児定数があることにより、待機となる現状もある。

このため、平成27年7月に、次に掲げる要件を満たす場合は、1こども

<sup>※</sup> 地域ごとに示した数値と本表の数値が一致しないのは、待機のない学童保育所に待機児童が数字 上吸収されるためである。

クラブの定数の範囲内で更に 2 人まで追加することができるよう要綱を改正 した。

- (ア) 必要な静養スペースが確保されていること。
- (イ) 障害児に対する職員の追加配置ができること。

さらに12月にも要綱を改正し、原則、定数を撤廃し、上の(ア)と(イ)の条件を満たさない場合のみ、定数のうち2人(学校教室を使用するこどもクラブ以外のこどもクラブについては定数のうち4人)までに制限することとした。

#### ○ 短期臨時学童保育の実施

夏休み期間は、児童を監護できない時間が長くなり、児童・保護者にとって、不安な状態におかれる。このため、従来、夏休み期間中は、1か月間全休する児童がいる学童保育所については定数に余裕がでることから、夏休み期間のみの入所承認を行っていた。これに加え、短期臨時学童保育(サマー学童)として、第一小学校に新たにこどもクラブを1つ臨時に編成し、待機児童への対応を図った。

## 8 基本的な考え方

青梅市総合長期計画や青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略などを踏まえ、 子育て家庭を支援する考えのもと、放課後子供教室など他の放課後における子 どもの居場所づくり施策と連携を図りながら、学童保育事業を拡充していく。

特に喫緊の課題である学童保育所における待機児童の解消を図るため、「青梅市子ども・子育て支援事業計画 (76ページから82ページ)」で示した確保の方策に加え、新たに3つの解消方策を実施していく。

なお、実施に当たっては、指導員の確保や育成指導など質の向上についても 留意して進めていく。

解消方策1:学童保育所の整備

解消方策2:民間事業者の参入促進 解消方策3:障害児入所制限の撤廃

### 【解消方策1】学童保育所の整備

今後も学童保育所の利用希望に対応するとともに、青梅市放課後児童健全育

成事業の設備および運営に関する基準を定める条例で定めた基準のうち経過措置へ対応する必要があることから、待機児童が多いもしくは多くなることが予想される小学校区から、順次、学童保育所を拡張・整備し、定数の増加、待機児童の解消を図る。

整備に当たっては、子どもにとっても負担が少ないことや、施設総量の抑制・ 圧縮を目指す青梅市公共施設再編基本方針などを踏まえ、学校施設(余裕教室 や特別教室、ピロティ、学校敷地)の利用について、教育委員会など関係課等 で検討会を設けるなど最優先で検討する。確保できない場合は、隣接小学校区 との共同利用や市有地での対応、空き店舗の利用など経費を抑制する対応を図 るとともに、複合的もしくは用途転用が可能なものとする。

あわせて、青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を 定める条例で定めた基準のうち、経過措置を講じた2項目についても、生活の 場としての機能にも留意し、適合を図っていく。

#### <適合させる基準>

- ・ 専用区画の面積を児童1人につきおおむね1.65 m以上を確保する。
- ・ 一の支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とする。

実施スケジュールとしては、待機児童が存在する東部地域および西部地域に おいて、国の目標と歩調をあわせ、平成30年度までに集中して整備する。

#### ○ 整備スケジュールと待機児童数の見込み

整備年度	整備する学校区と定数	未実施時の待機	実施時の待機児	
		児童数	童数	
平成 27 年度	1 学校区(藤橋小) 22 人	_	_	
平成 28 年度	4 学校区(東部地域4)	413 人	413 人	
	200 人程度	(271 人)	(271 人)	
平成 29 年度	3 学校区(東部地域2、西部地域1)	372 人	188 人	
	120 人程度	(228 人)	(120 人)	
平成 30 年度	3 学校区(東部地域2、西部地域1)	364 人	92 人	
	120 人程度	(223 人)	(77 人)	

平成 31 年度		336 人 (211 人)	32 人(69 人)
計	1 1 学校区 460 人程度		

<sup>(</sup>注)下段()で示した待機児童数は、専用区画の面積を児童1人につきおおむね1.65 ㎡以上を確保せず、平成27年度現在の学童保育所の定数のsままと仮定した場合の推測値である。

## 【解消方策2】民間事業者の参入促進

今後の学童保育所に対する需要については顕在化したものだけでなく、潜在的なものもある。また、児童1人につきおおむね1.65 ㎡以上の面積を確保するためには、既存学童保育所においても現在の定数を減少させなければならない。このような中ですべてを市において対応することは困難な側面がある。このため、児童福祉法の改正により、株式会社等でも学童保育所を運営できるようになり、参入も比較的容易になったことをとらえ、財政的な支援などにより、保育所や幼稚園など民間事業者の参入を促し、待機児童の解消を図る。

実施スケジュールとして、平成28年度から実施する。

### 【解消方策3】障害児入所制限の撤廃

入所承認児童数が定数に達していない学童保育所においても、障害児定数により障害児の入所が制限され待機児童となる実状がある。これを受け、平成27年7月と12月に青梅市学童保育所実施要綱を改正し、障害児の入所定数を緩和してきた。しかしながら、静養スペースの確保や職員の追加手配に影響される状況には変更がない。このため、学童保育所の整備と合わせ静養スペースを確保するなど安定的に安心して入所できるよう環境整備に努め、障害児の入所制限の撤廃を確実にし、待機児童の解消を図る。

ただし、専用区画の面積を児童1人につきおおむね1.65 ㎡以上を確保する必要性があることから、学童保育所の定数内での対応とする。障害児が増加することで保育全体の低下を招かないように配慮する。

実施スケジュールとして、平成28年度から実施する。

<sup>(</sup>注) 平成27年度に藤橋学童保育所を整備することは決定しているため、平成28年度の待機児童数は方策実施の有無にかかわらず変化しない。

# 青梅市子ども・子育て支援事業計画 別冊 学童保育所待機児童解消プラン

発行者 青梅市

編 集 青梅市子ども家庭部子育て推進課

発行日 平成28年3月

住 所 〒198-8701 青梅市東青梅1丁目11番地の1

TEL 0428-22-1111 FAX 0428-22-3508